

379

医療法人決算届

令和 7 年 7 月 23 日

群馬県知事 あて

主たる事務所	群馬県太田市西本町
所在地	57番33号
名称	医療法人 山口外科医院
理事長	山口 英見

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、
医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 5 月 1 日 至 令和 7 年 4 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人山口外科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 群馬県太田市西本町 5 7 番地 3 3 号
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 2 月 19 日
- (4) 設立登記年月日 平成 5 年 3 月 10 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山口外科医院	群馬県太田市西本町 5 7 番地 3 3 号	

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 6 月 24 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 4 月 20 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 山口外科医院

※医療法人整理番号 0 0 3 7 9

所在地 群馬県太田市西本町57番地33号

財 産 目 録

(令和 7 年 4月30日現在)

1. 資 産 額	111,451 千円
2. 負 債 額	6,925 千円
3. 純 資 産 額	104,526 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	74,208
B 固 定 資 産	37,243
C 資 産 合 計 (A + B)	111,451
D 負 債 合 計	6,925
E 純 資 産 (C - D)	104,526

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 山口外科医院

※医療法人整理番号 0 0 3 7 9

所在地 群馬県太田市西本町57番地33号

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	74,208	I 流 動 負 債	6,925
II 固 定 資 産	37,243	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	(15,794)	負 債 合 計	6,925
2 無 形 固 定 資 産	(7,988)	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	(13,461)	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	94,526
		純 資 産 合 計	104,526
資 産 合 計	111,451	負債・純資産合計	111,451

法人名 医療法人 山口外科医院
所在地 群馬県太田市西本町57番地33号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書

(自 令和6年5月 1日 至 令和7年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	182,469
2 事業費用	194,604
本来業務事業損失	12,135
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	12,135
II 事業外収益	1,213
III 事業外費用	0
経常利 益 損失	10,922
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	10,922
法人税等	41
当期純損失	10,963

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口外科医院
理事長 山口 英見 殿

私は、医療法人 山口外科医院 の令和6年会計年度（令和6年5月1日から令和7年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 6月19日



法人名 医療法人 山口外科医院
所在地 群馬県太田市西本町57番地33号

※医療法人整理番号 0 0 3 7 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・ 有限会社 エス・ワイ・メデikalサービスの人件費を勘案して決定し、当月分を当月に振込にて支払となっております。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
賃貸契約	山口 英見	当法人の理事	医療法人の役員 (本人)	診療所施設・駐車場の賃 貸料の支払	13,200		
金銭消費貸借	山口 英見	当法人の理事	医療法人の役員 (本人)	金銭の借入	返済 395	短期借入金	1,147

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・ 家賃の設定は周辺取引事例を参考にし、月額家賃・駐車場料は1,100千円、当月分を当月に振込にて支払となっております。
- ・ 資金繰りに余裕ができた時に返済をしています。借入の利息については、業績に鑑み免除している状態です。